

交際費規程

(目的)

第1条

この規程は、株式会社ケイトオブ東京(以下「会社」という。)の従業員が、その得意先、仕入先その他事業に係る者に対する接待、供養、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用について定めたものである。

(適用範囲)

第2条

この規程は、全ての従業員について適用する。

(接待交際費の定義)

第3条

この規程に基づく接待交際費とは次のものをいう。

- (1) 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出であること
- (2) 支出の相手方は、事業に係る者であること
- (3) 支出の目的は事業関係者等との間の親睦を深めること
- (4) その他、会社が接待交際費であると認めたもの

(接待交際費支出の制限)

第4条

接待交際の支出に対して、次の制限を設ける

- (1) 一般社員に対しては原則として支出を認めない
- (2) 第3条に定められた項目に当てはまらない支出は認められない

(接待交際費支出の制限の例外)

第5条

第4条の1に対し、特別の事情がある場合に限り、事前に経理部長の判断または、それに相当する者の承認を得た上で支出を認める。

(接待交際費の額)

第6条

マネージャーの月額上限額は30,000円(税込)とする。ただし一人平均の上限額は5,000円(税込)とする。上限額を超えた金額は自己負担とする。

(接待交際費の報告義務)

第7条

マネージャーは決済した接待交際費に関して、月次で総務・経理部への報告を行う義務を負う。

(接待交際費の計上)

第8条

接待交際費の計上は定められたフォームに支払先・目的・人数・金額・相手先企業名・接待者氏名を明記し総務・経理部へ提出すること。

(贈収賄行為の禁止)

第9条

金品の収賄またはそれに見做される類似行為、及び贈収賄関与等を行うことを一切禁止する。

附則

2019年10月1日 施行